

資料 3 - 4

計画名：滋賀県第 13 次鳥獣保護管理事業計画

環境審議会委員からの御意見等に対する対応

整理 番号	該当箇所 (ページ)	委員からの御意見等	対 応
1	第三 鳥獣の人工 増殖および放鳥獣 に関する事項 (1) 方針 P14 (P12)	鳥獣の人工増殖や放鳥獣の目的は何か。過去に行っていたのはなぜか。	人工増殖は狩猟鳥獣の数の確保のために過去に行われていた。 当該計画では国の指針に沿って(1)方針の内容を「遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖については、その効果と影響を勘案して、慎重な対応を行う。」と修正を行った。
2	第八 鳥獣保護管 理事業の実施体制 に関する事項 鳥獣巡視員 P61 (P41)	当該計画で書かれている鳥獣巡視員の選び方、教育の機会、教育の方法などをどのように行っているのか。	鳥獣巡視員については現在 59 名で、選び方については市町ごとに配置人数と担当する区域を定め、市町や狩猟団体から推薦いただき、県で任命している。 研修については狩猟期間の始まる前に年に一回、森林整備事務所で打ち合わせも兼ねた研修を行っている。 当該計画においては「市町または狩猟団体等からの推薦により任命する。」と追記を行った。

<p>3</p>	<p>第九 その他 3 傷病鳥獣救護 の基本的な対応 P69,70 (P52,53)</p>	<p>傷病鳥獣救護体制フロー図について、なぜ通報相手が森林整備事務所のみなのか。</p> <p>(参考：素案時点のフロー図の抜粋)</p>	<p>救護事業は県が主体となって実施しているため、県を受付機関（通報先）としている。</p> <p>当該計画においては「原則として県の森林整備事務所・支所が運搬等の対応を行う」と追記を行った。</p> <p>フロー図についても、県民の混乱を防ぎ、わかりやすくするために持ち込み・通報先を原則のフローである森林整備事務所のみ記載に修正した。</p> <p>(修正案の抜粋)</p>
----------	--	---	---

※ページ数は「新旧案（計画案）」にて記載